

愛知県立春日台特別支援学校同窓会 会則

昭和 51 年 4 月 1 日 施行
平成 26 年 4 月 1 日一部改正
令和 3 年 4 月 1 日一部改正

第 1 章 名 称 (なまえ)

- 第 1 条 この会は、愛知県立春日台特別支援学校同窓会と言います。
第 2 条 この会は、事務局を愛知県立春日台特別支援学校の中に置きます。

第 2 章 目 的

- 第 3 条 この会は、会員（卒業生）が、卒業後もなかよく連絡をとりながら励まし合うとともに、母校の発展に協力することが目的です。

第 3 章 事 業 (行うこと)

- 第 4 条 この会は、次のようなことを行います。
- 1 卒業生相互の助け合いに関すること。
 - 2 卒業生の名簿を作ったり、同窓会の会報を発行したりすること。
 - 3 母校の発展に関すること。
 - 4 その他、目的に合ったこと。

第 4 章 会 員、準 会 員

- 第 5 条 この会の会員と準会員は次の人たちです。
- 1 会員 愛知県立春日台特別支援学校の卒業生
 - 2 準会員 会員の親と支援者、愛知県立春日台特別支援学校の教員
- 第 6 条 会員の親と支援者をサポートチームと呼びます。
第 7 条 サポートチームは同窓会活動の全てを支援します。

第 5 章 役 員

- 第 8 条 この会は、次の役員を置きます。
- | | |
|-------|-----|
| 1 会長 | 1 名 |
| 2 副会長 | 1 名 |
| 3 理事 | 数名 |
| 4 会計 | 1 名 |

- 第9条 この会には、顧問、相談役、会計補佐、会計監査を置きます。
- 1 顧問 校長
 - 2 相談役 教員数名
 - 3 会計補佐 1名（サポートチームから選出）
 - 4 会計監査 1名（サポートチームから選出）
- 第10条 役員の任期は1年とします。途中で代わった場合、代わった人の任期は、残った任期とします。但し再任を妨げません。

第6章 会議

- 第11条 この会の会議は、次のとおりです。
- 1 総会 年1回。但し必要な時に臨時総会を開くことができます。
 - 2 役員会 必要な時に開きます。
- 第12条 会議は会長が開きます。
- 第13条 議決は、出席会員の過半数を必要とします。

第7章 会費

- 第14条 この会に入会するには、会費2,000円を添えて申し込まなければなりません。

第8章 経費

- 第15条 この会の経費は、会費とその他の収入をもってあてます。
- 第16条 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。

第9章 その他

- 第17条 この会の会則の改正は、役員会の総意をもって行います。
- 第18条 会員は、結婚、就職、住所変更など、自分の身に変わったことがあった場合はこの会の事務局へ届けるようにします。

愛知県立春日台特別支援学校同窓会サポートチーム 内規

1 サポートチーム

同窓会会員の親と支援者をサポートチームと呼ぶ。

2 目的

同窓会活動の全てを支援する。

3 運営スタッフ

リーダー、サブリーダー（会計補佐を含む3名）、スタッフ（会計監査を含む数名）を置く。スタッフの任期は1年とする。但し再任を妨げない。